

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める

【基本的考え方 第1】 「望まない受動喫煙」をなくす

【基本的考え方 第2】 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

【基本的考え方 第3】 施設の類型・場所ごとに対策を実施

改正の概要

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関等	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置
B 上記以外の多数の者が利用する施設 (事業所、飲食店、工場、ホテル等)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可)
飲食店		

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる

○第一種施設 (A : 学校、病院、児童福祉施設等) 2019年7月～施行

○第二種施設 (B : 事業所、飲食店、工場等) 2020年4月～施行